高等学校地理歷史科 『日本史A』 及び 『日本史B』 日おける 領的目標可多數層の玩裏目のいて

改訂された点

高等学校学習指導要領解説地理歴史編[日本史A]

(下線部が平成26年1月28日改訂)

明治初期の外交については、日本の国際的地位を向上させるための対外政策や、我が国 の領土がロシアなどとの間で国際的に画定されたことを考察させる。(略)

また、我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に領土に編入した経 緯も取り上げる。

高等学校学習指導要領解説地理歴史編[日本史B]

(下線部が平成26年1月28日改訂)

た、我が国の領土がロシアなどとの間で国際的に画定されたことを考察させるととも我が国が国際法上正当な根拠に基づき竹島、尖閣諸島を正式に領土に編入した経緯も 取り上げる。

指導の参考となる資料

- ・外務省のホームページ「北方領土問題」
- http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/
- ・外務省のホームページ「竹島問題」
- http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/
- ・外務省のホームページ「日中関係(尖閣諸島をめぐる情勢)」 http://www. mofa. go. jp/mofaj/area/senkaku/
- ・内閣官房領土・主権対策企画調整室のホームページ
 - http://www.cas.go.jp/jp/ryodo/index.html
- ・外務省パンフレット「竹島問題10のポイント」
- http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/pdfs/takeshima point.pdf

<資料の概要(内閣官房領土・主権対策企画調整室のホームページから抜粋)

[竹島]

各種の地図や文献から、日本では、竹島について古くからその 存在を認識していたことがわかります。17世紀初めには、日本の 町人は幕府の許可を得て、鬱陵島に渡る際、竹島を航路の目印として、またアシカなどの漁獲地として利用しました。遅くとも17 世紀半ばには、竹島の領有権を確立していたと考えられます。さ らに、1900年代初期、島根県の島民から、アシカ猟事業の安定を 図る声が高まり、政府は、1905 (明治38) 年1月、閣議決定で竹 島を島根県に編入し、領有を再確認しました。



[竹島におけるアシカ猟の様子] (個人所蔵島根県竹島資料室提供)

戦後、1951 (昭和26) 年9月に署名されたサンフランシスコ平和条約では、日本は朝鮮の独立 を承認するとともに、放棄すべき地域に「済州島、巨文島、鬱陵島を含む朝鮮」が規定され、竹 島を日本が放棄すべき地域に含めませんでした。これに先立つ同年7月、韓国はアメリカ合衆国 に対し、「日本が放棄すべき地域に竹島を加えて欲しい」と要求しましたが、アメリカ合衆国政 府は、8月にラスク国務次官補発の書簡で、かつて竹島は朝鮮の領土として扱われたことはなく、 また朝鮮によって領有権の主張がなされたとは見られない旨を回答し、韓国側の主張を明確に否 定しました。このように、竹島は、歴史的にも国際法上も明らかに我が国固有の領土です。

[尖閣諸島]

- 日本は、尖閣諸島が無人島であるのみならず、他国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重 に検討した上で、国際法の原則(無主地の先占)に従い、1895(明治28)年1月に閣議決定を行 って沖縄県に編入しました。その後、日本の民間人が日本政府の許可の下、尖閣諸島に移住し、 鰹節工場や羽毛の採集などの事業を展開しました。一時は200人以上の住人が尖閣諸島で暮らし 税徴収も行われていました。また、現在においても、警備・取締りや国有地としての管理が適切 に行われています。
- 戦後、1951 (昭和26) 年9月に署名されたサンフランシスコ平和条約において尖閣諸島は日本 が放棄した領土には含まれず、沖縄の一部として米国の施政下に置かれ、その一部をアメリカ合衆国が射爆撃場として使用していましたが、当時、中国・台湾は一切異議を唱えておらず、逆に中国共産党の機関紙や中国の地図の中で、日本の領土として扱われてきました。さらに、1972(昭 和47) 年発効のいわゆる「沖縄返還協定」でも、尖閣諸島は日本に施政権を返還する対象地域の 中に含まれています。このように、尖閣諸島は戦後秩序と国際法の体系の中で一貫して日本領土 として扱われてきまし